

2014年12月19日

社会保障審議会介護給付費分科会
会長 田中 滋 様

公益社団法人 認知症の人と家族の会
(理事 田部井康夫)

2015年介護報酬改定に向けた意見書

2015年の介護保険制度に向けて、「家族の会」はこれまで、アピールや要望書として制度本体や介護報酬について意見を述べてきました。介護給付費分科会が大詰めを迎えるに当たり、改めて意見書を提出します。

- 1 この春、私たちが「制度の後退だ」と指摘し、署名活動を行って反対した次の項目について、今からでも撤回し、以下の通りとすることを求めます。
 - 要支援の人の通所介護、訪問介護は引き続き保険給付の対象とする。
 - 利用料の2割負担（年金収入280万円以上）への引き上げはやめる。
 - 特別養護老人ホーム対象者を要介護3以上に限定しない。
 - 施設入所者の食費・部屋代補助（補足給付）は維持する。
- 2 「家族の会」は、2011年4月13日に提出した「認知症の人も家族も安心して暮らせるための要望書」などで次の点を要望し、主張しています。今回の介護報酬改定でぜひ実現することを求めます。
 - **要介護認定** 認知症がある場合一次判定において要介護1以上となるシステムとする。
 - **区分支給限度額** 在宅の要介護4、5の人の支給限度額を超えた利用を給付対象とする。
 - **居宅介護支援** サービス利用に至るまでの相談援助にも報酬を認める。
 - **小規模多機能型** 基本報酬の引き上げを行う。
 - **特別養護老人ホーム** 待機者が52万人にまで増大した特別養護老人ホームの整備を国の責任において促進する。
 - **処遇改善** 利用者負担によることなく、一般財源で大幅な改善策を講ずる。
 - **認知症施策** 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の全市町村への配置を国の責任において早期に実現する。
- 3 今回の改定について、以下の項目について要望します。
 - 財務省の介護報酬一律6%切り下げの方針に反対する。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業は、要介護認定により非該当となった人を対象とすることを原則とする。市町村のサービス申請の窓口には認知症に詳しい人材を配置する。

戦後まもなく、先人たちは、知恵を絞り、心血を注いで国民皆保険・皆年金の制度を実現しました。誰もが貧しかった当時と、世界の中でけっして貧しくはない今日とを比較してみたとき、困難を打開する道は必ずあるはずです。知恵を絞り安心を保障する福祉への道を切り開く施策の実施を心から望みます。 以上